２９障福第２７２９号

平成３０年３月２９日

各市町村長（精神保健福祉主管課）殿

一般社団法人愛知県精神科病院協会会長様

関係精神科病院管理者様

愛知精神神経科診療所協会長様

一般社団法人日本精神科看護協会愛知県支部長様

一般社団法人愛知県精神保健福祉士会会長様

特定非営利活動法人愛知県精神障害者家族会連合会会長様

一般社団法人愛知県精神障がい者福祉協会会長様

愛知県健康福祉部保健医療局長

（　公　　印　　省　　略　）

「措置入院の運用に関するガイドライン」について（通知）

本県の精神保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、平成30年3月27日付け障発0327第15号で厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長から、別添のとおり通知がありました。

　この通知は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律上の通報等の中でも特に多い警察官通報を契機とした措置入院に関する標準的な手続きを整理し、「措置入院の運用に関するガイドライン」を取りまとめたというものですので、ご承知おき下さい。

担　　　当　障害福祉課こころの健康推進室

　　　　　　精神保健グループ（新屋）

電　　　話　052-954-6622（ダイヤルイン）

ファックス　052-954-6920